

< 付属書 1 >

聞き取り調査の結果

目次

1. 調査の目的・訪問先	1
(1) 中小企業関連税制等	1
(2) 国際課税	1
(3) 訪問先	1
2. 調査結果	2
(1) 中小企業関連税制等	2
(2) 国際課税	7

1. 調査の目的・訪問先

(1) 中小企業関連税制等

わが国では企業数（約 386 万社）の 99.7%、従業者数（4,614 万人）の 69.7%を中小企業が占めており（注）、地域の経済や雇用、ひいては地域の創生を担うのは中小企業であるといっても過言ではない。

（注）中小企業庁「2015年版 小規模企業白書」、第1章第1節のデータに基づく

一方で中小企業の経営環境は、人口減少・高齢化、人手不足、経済のグローバル化等の我が国の経済・社会の構造変化の中でますます厳しいものとなっており、中部圏においても同様である（注）。

（注）2016年2月に本会が発表した提言書「新中部圏の創生」で、聞き取り調査による各地域からの切実な声を紹介している。

そこで、本会会員の商工会議所、地域金融機関等を訪問して、地域を担う中小企業の状況、経営者の高齢化が進む中での事業承継の状況や関連税制への要望等を中心に聞き取り調査を行った。

(2) 国際課税

多国籍企業等による国を跨いだ過度な節税行為に対する関心が高まる中、OECDは2015年10月にBEP S（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）対策に関する最終報告書を公表した。

わが国においても平成28年度税制改正においてBEP S対応に関する改正が行われるなど、詳細なルール構築等に向けた検討が行われており、今後、グループ企業間の移転価格に関する情報の税務当局への提出等、わが国企業にも様々な影響が及ぶとみられる。さらに企業活動のグローバル化が進む中、進出先の税務当局との課税トラブル等も増加している模様である。

そこで、国際的にビジネスを展開する会員企業を訪問し、国際課税やBEP S対応に関する課題等について聞き取り調査を行った。

(3) 訪問先

- ・長野県：長野商工会議所、飯田商工会議所
- ・岐阜県：岐阜商工会議所、大垣商工会議所
- ・静岡県：静岡商工会議所、浜松商工会議所
- ・愛知県：春日井商工会議所、豊橋信用金庫、豊川信用金庫、豊田信用金庫
- ・三重県：四日市商工会議所、鈴鹿商工会議所
- ・海外に製造拠点などを持つ会員企業5社

2. 調査結果

(1) 中小企業関連税制等

【事業承継全般について】

平成 27 年 1 月から贈与税、相続税の負担が増したため、事業承継や相続対策の相談案件が増加した、とする意見があった。

一方、以下のように、中小企業経営者の高齢化が進む中、中小企業の事業承継準備はあまり進んでおらず、相談もあまり増えていないとする意見も多く聞かれた。

- ・商工会議所が四半期毎に会員企業に対して実施するアンケートによれば、事業承継について「準備をしている」が約 2 割、「準備を検討している」が約 1 割。
- ・商工会議所の会員企業に対する情報提供として、事業承継セミナー等を開催しているが、相談案件の増加に繋がらない。

【事業承継準備が進まない背景】

中小企業の事業承継準備が進まない背景として、以下のように地域社会や中小企業に特有の事情があるとする意見が聞かれた。

- ・相談件数が少ない背景には、「近隣の人や他社に知られたくない」という事業主の思いが強いこともあるのではないかと。
- ・事業承継の準備が進まない背景としては、①足元の業況や事業の将来性への懸念、②後継者の不在、③後継者を誰にするか決められない等があるのではないかと。
- ・経営者は適当な時期（負債が減る、売り上げが伸びる等）になるまで、承継について息子などに話さないケースもある。負債が大きい状態では息子が承継を嫌がることを心配しているのではないかと。
- ・事業主（創業者）は株式を譲りたがらない傾向にあるが、これも承継に向けた準備が進まない大きな理由ではないかと。

【事業承継の課題、中小企業の経営課題】

今後、中小企業の事業承継を進める上での課題として、以下のように中小企業の経営基盤の弱さに関係する意見が多く聞かれた。

- ・事業承継が進まない背景には大きく 2 つの問題があると感じている。
 - ①仕組みの問題：税理士などの専門家しか理解できないような仕組みでは事業者が関心を持たず、自発的な行動が起こせない。
 - ②当事者の意識の問題：中小企業、特に零細事業主は、経営の長期的なビジョンが描けていないため、自発的な承継への準備は進まない。
- ・事業承継の本質的な問題は、事業の将来性や自社の財務内容に対する懸念であり、税制の拡充よりも事業の活性化支援等によるテコ入れが急務である。

- ・ 中小企業の稼ぐ力の向上に資する施策が、まずは必要なのではないか。
- ・ 経営者は過去の成功体験を引きずり事業の変革に及び腰であり、事業の多角化も進まず生産性が低下している。その結果、事業承継への意欲も低下するといった負のスパイラルに陥っている。
- ・ 事業主の贈与・相続に対する関心度は低い。特に自社の株式が資産であるという認識が薄く、株式の移転に税金がかかると思っていない事業主も多い。知識不足は深刻であり、早期の承継準備を促すためには、セミナー等による啓発が必要。
- ・ 中小事業主は、税理士に会計・税務関係の業務を一任しているケースが多いが、税理士が事業承継実務に長けていない場合、承継準備が進まない。税理士やコンサルの紹介も行っているが、事業主が受け入れるまでには時間がかかる。

【大企業との取引の厳しさ】

聞き取り調査を行った企業から、中小企業の収益性の低さの背景には大企業との取引の厳しさがあるとする意見が聞かれた。

- ・ ローカルの中小企業の収益性の低さの背景には、大企業による「値下げ要求」など取引の厳しさがある。
- ・ 大企業に対する売上金の回収は一括ではなく分割で長期に渡る一方で、仕入業者に対する支払は一括である。この「板挟み」が資金繰りを圧迫する。
- ・ 大企業の検品基準が厳しくなり納品できない製品が増加しており、下請け企業の採算性が落ちる。

【廃業・後継者難について】

いずれの商工会議所も廃業に伴う退会に悩んでおり、背景には後継者難がある。これに関連して、以下のような意見が聞かれた。

- ・ 事業主自身が大変な苦勞をしており、そのような事業を息子や娘に継がせたくないという思いが強い。
- ・ 製品・サービスの価格が上げられないデフレ環境下で、中小・零細企業の稼ぐ力が欠如している。
- ・ 廃業が増える結果、県内産業のサプライチェーンの寸断等による影響を懸念している。今後は商工会議所と産業支援センター等との連携を強化し、県内産業の空洞化を阻止する努力を行っていきたい。

【事業承継関連税制について】

事業承継については、これまで見てきたように「構造的」とも言うべき様々な問題があり、「事業承継の税金で悩むような会社は幸せ。中小企業、特に小規模事業者の

多くは税金で悩む段階まで至っていない」との意見も多く聞かれた。

このように事業承継は税制だけで促進されるものではないが、一方で、贈与税や相続税の算定要素となる非上場株式の評価については多くの意見が聞かれた。

- ・非上場株式の過大評価が事業承継の最大の問題。多額の税負担により大きなキャッシュアウトが発生し、事業の継続に支障をきたす。
- ・平成 27 年 1 月からの相続税の課税強化を背景に、自社株評価に関する問い合わせが増加している。試算の結果、想像以上の価格に驚く企業が多い。
- ・非上場株式の評価方法である「類似業種比準方式」は、類似業種の上場企業の株価、自社の資本金・利益・配当を指標として自社株価格を算定することから、実態との乖離が大きい。大きな利益を計上した期には評価が大幅に上昇することから、業績が好調な時期での承継が実現しにくい。計算方法を見直すべき。
- ・利益圧縮のために退職金や特別償却などにより損金計上する企業が多いが、節税の為にこのような企業の成長と相反する行為を行うのは本末転倒なのではないか。
- ・努力して利益を出すほど自社株の評価額が上がって、事業承継時の税負担が重くなるのは、やり切れない。
- ・相続税のように現在の「取りやすいところから取る」税制を改めてほしい。
- ・企業が安定的に事業を継続していれば行政は別の税収を確保できるため、事業承継税制の一層の使い勝手向上を図って欲しい。
- ・事業承継は大きく分けて、①形式的な承継（資産の承継）、②ビジネスの承継、の2つがある。事業承継の本質は②ビジネスの承継であることから、せめて①の形式的な承継はスムーズに行えるよう、仕組みや体制を整えてほしい。

【相続税・贈与税の納税猶予について】

非上場株式については、相続税・贈与税の納税猶予制度（下記「参考」を参照）が設けられているが、以下のように「使いにくい」とする意見が多く聞かれた。

- ・納税猶予が適用されるのは、発行済み株数の全部ではなく 2 / 3 に留まる。
- ・5 年間の平均で雇用の 80% 以上の維持が必要という条件は、事業環境が変化する中ではハードルが高い。
- ・5 年間は相続や贈与を受けた株式を保有し続ける必要がある。
- ・後継者を一人に絞る必要があり、後継者の選び方が限定的であり改善すべき。
- ・これらの条件は、後継者が事業を変革したいと考えて会社組織の改編を行う際に足かせになってしまう可能性がある。

（参考）相続税・贈与税の納税猶予制度について

- ・中小企業の非上場株式を先代から後継者へ移転（相続、贈与）した際に発生する相続税、贈与

税の納税を猶予する制度。相続と贈与では若干異なるが、概略は次のとおり。

- 対象：中小企業であること、上場会社、風俗営業、資産管理会社でないこと等。
- 主な適用要件
 - ①先代（被相続人・贈与者）の要件
 - ・代表権を有していたこと、筆頭株主であること。
 - ②後継者（相続人・受贈者）の要件
 - ・代表権を有していること、株式の移転を機に筆頭株主となること。
 - ③その他の要件
 - ・対象となる株式を、移転後5年間継続保有すること。
 - ・雇用の8割を維持すること（5年間平均）。
 - ・猶予された税額に相当する担保の提供をすること。⇒対象株式の入担で充足可。
- 納税が免除されるケース
 - ・会社が倒産した場合。
 - ・後継者が死亡した場合（または重い病気を患った場合）。
 - ・後継者が、更に次の後継者へ株式の移転を行った場合（承継が続いた場合）。

【事業承継の促進に向けた取り組み】

「何から準備を始めれば良いかわからない」という中小企業が多いことから、以下のような「見える化」や「伴走型支援」を行う地域金融機関や商工会議所があった。

- ①「見える化」の例：中小企業経営者とともに以下について明らかにしていく
 - ・社長が勇退するまでのスケジュールの具体化
 - ・現在の株式の評価額の算出支援
 - ・借入金を中心としたB/Sの改善見通しの共有 など
- ②「伴走型支援」の例
 - ・事業計画の策定支援
 - ・事業承継の相談窓口（引継ぎ支援センターなど）の開設
 - ・販路拡大支援 など

【事業所税】

人口30万人以上の都市では、事業所税について批判的な意見が多く聞かれた。

- ・事業所税は昭和50年に都市中心部の過密対策などのために作られたものであり、時代に逆行するもの。さらに地域創生やコンパクトシティなどの現在の国の方針と逆行するものであり、早期に廃止すべき。
- ・30万人以上の都市は事業所税により不平等な地域間競争を強いられており、企業や大規模商業施設などは周辺都市（30万人以下）に集まっている。

- ・人口 30 万人以上の都市で課税という基準も合理性を欠いている。
- ・そもそも 30 万人以上の都市は小規模な自治体に比べて財政に困っているとは言えず、事業所税を廃止しても財源に困るとは考えにくいのではないか。
- ・事業所税を廃止することで、中心市街地に床面積が大きい建物が建ち、雇用が増えるなどプラスの効果もあるのではないか。
- ・その結果、中心市街地の活性化が進めば、固定資産税や法人税、消費税などトータルとしての税収が増えるのではないか。
- ・事業所税は利益と関係なく課税されるため、事業主にとって大きな負担。赤字の決算期においては軽減する等の特例があっても良いのではないか。

【納税事務負担】

納税事務について多くの意見が聞かれ、中小事業者にとっては大きな負担となっていることが明らかとなった。

- ・納税事務が非常に煩雑で事業者の負担が大きい。
- ・e-Tax は便利な仕組みであるものの、仕組みが複雑で高齢者などが対応するには敷居が高い。 これまでは住民基本台帳カードを用いてきたが、今後はマイナンバーカードとなることから、混乱が起きることを心配している。
- ・申告事務の簡素化の観点から、かつて行われていた「電子証明書等特別控除」(注)のような電子申告を促す施策に期待したい。

(注) 所得税の確定申告書の提出を e-Tax を利用して行う場合、平成 19 年分から 24 年分のいずれかの年分で 1 回、所得税額から税額控除が受けられた制度。税額控除額は、22 年分までが最高 5,000 円、23 年分は 4,000 円、24 年分は 3,000 円。

【設備投資】

設備投資については、以下のように、先行きが不透明な中では決断できない等の意見が聞かれた。

- ・設備投資に積極的な企業とそうでない企業との二極化が進んでいる。
- ・経済の先行きが不透明な中では、中小企業は設備投資が決断できない。
- ・減税以上に「ものづくり補助金」の効果大きい。 中小企業は「支出が減る」よりも「収入が増える」方が恩恵を感じやすいのではないか。
- ・中小企業の最大の関心事は資金繰りであり、キャッシュアウトに対しては非常に敏感。 加速償却などの税制は中小企業の決断を後押しできる可能性がある。
- ・生産性向上設備投資促進税制は、償却額・控除額の大きさから活用案件が多い。 平成 29 年度末で制度が終了するが、延長・恒久化してほしい。
- ・平成 28 年度から 中小企業向けの設備投資減税制度がスタートしたが、この制度

の存在を知らない企業がほとんどであり周知方法の見直しが必要。

- ・ 補助金や税制等、仕組みは充実しているが、十分に活用できていないと感じる。金融機関や税理士等を通じて、情報提供を充実させる必要がある。

【その他】

- ・ 最近の創業はサービス業（例：デイサービス、美容院）が殆ど。製造業が少ないのは初期投資の負担や人材不足が影響しているのではないか。
- ・ 地域活性化の観点で「介護事業」に注目している。大きな設備投資が不要で創業ハードルが低い一方で、ニーズが大きいためである。税制をはじめ、各種制度で成長を支援する必要がある。
- ・ 災害の時、真っ先に現場に駆け付けるのが地元の中小建設事業者だが、公共事業が減って厳しい状況にあるため、重機を手放し、必要な時のみにリースするといった動きが進んでいる。
- ・ このままでは災害時に重機が無く、復旧作業ができないということになってしまう。県、市町村などと災害協定を結んだ建設事業者が、重機を購入・保有する際の税制優遇措置を導入するべきではないか。

（２）国際課税

【国際課税全般について】

聞き取り調査を行ったほとんどの企業で、進出先の国（特に中国、ブラジル、インド、メキシコ等の新興国）の課税対応に苦慮していた。

これにB E P S対応が加わり、国際課税業務がさらに多忙になることを懸念する声も聞かれた。

- ・ 新興国（特に中国）の理不尽な課税（新たなルールを作って従前の正当な経理処理を否認、「書類不備」という理由で課税等）には困っている。

（具体的な事例）

①海外子会社からは販売する部品価格とは別にロイヤリティを徴収しているが、突然「部品価格＋ロイヤリティ」の価格に対して関税がかけられる。

②利益を出して現地で納税している企業に対しても、突然「役務提供への対価」の損金性を否定して課税される。

- ・ 理不尽な課税の背景には、外資系企業による利益の吸い上げが行われているという被害者意識があるように思われる。
- ・ 中国当局との関係が悪化すると最終的に困るのはわが国企業であるため、この理不尽な状況を我慢するしかないと感じている。
- ・ 中国当局による税務調査の頻度があまりに多いため対応に追われ、B E P S対応

等、その他の国際税務への対応が後手に回ってしまう。

- ・先進国との間では問題は少ないが、新興国との間では租税条約の整備が不十分であるため、相互協議がうまく機能していない。
- ・課税に対して不服申し立てをする仕組みはあるが、不服申し立てが認められるケースは稀（特に中国）。
- ・国同士の相互協議制度はあっても、外交関係の悪化に伴い実施回数が減っている（中国）。

【社内体制について】

訪問した会員企業のうち大企業では、本社に国際税務専門の担当部署（数人程度、税理士法人からの出向者を置く会社もあり）を設けるとともに、海外の地域統括会社等にも担当者（大部分は税務と他の業務と兼任）を置いているが、全ての企業で人材が不足しているとの意見が聞かれた。主な意見は以下のとおり。

- ・海外の課税当局からの問い合わせは基本的に現地に対応させるが、日本国内との取引を指摘されるケースが多いため、結局、本社スタッフも対応に追われる。
- ・扱う業務が大変専門的であり、人材確保には苦勞している。
- ・国際税務対応の重要性については上層部も認識しているものの、現状では社内の体制に変更はなく増強予定もない。
- ・税理士法人からの採用や出向も検討したが、税理士法人も余裕がなく人を出してもらえない。
- ・欧米企業では tax team として通常 100 人以上の人員が配置されるなど、わが国企業とは桁違いの規模であるため、B E P S 対応で日系企業の「少人数であるが故に事務負担が大きい」という主張が共感を得られない可能性がある。

【B E P S プロジェクトへの対応について】

B E P S 対応業務で大きな追加負担は生じないという意見がある一方で、追加負担は大きい、準備が遅れている、新興国の課税対応に追われて手が回らないとの意見もあった。

- ・平成 28 年度の税制改正により作成義務が生じた移転価格文書については、連結決算の取りまとめ用のシステムで必要な情報をほぼ集めることが可能。大きな追加負担は生じないのではないか。
- ・連結海外子会社に対して報告テストを行う等の準備をしている。
- ・移転価格文書について、提出文書が一部の国への積極的な課税材料の提供となり、これが二重課税につながることを懸念しており、最終的にどのようなものを作成

するか、具体的な方針決定ができていない。

・これまで情報を収集する必要がなかった連結対象外の企業についても情報を集める必要があり、事務負担は大幅に増加する見込み。

・現地法人からの情報収集にあたっては、次のような問題がある。

①情報が集まるまでのタイムラグ

海外の子会社、孫会社は決算作業を税理士に一任しているケースも多く、決算データの提出を依頼してから届く迄に時間がかかる。

②グループ内ルールの構築

企業数が多いことから、統一フォームを策定の上、入力方法等についても細かくルール化を行う必要があり、問い合わせ対応も負担が大きい。

・新興国（中国、インドなど）の対応に追われ、B E P S 対応が後回しになっているのが実情。

【国際税務と企業経営】

訪問した全ての企業が「正当な課税には従う」という方針であり、過度な租税回避や、条約漁り（条約の特典を享受することのみを目的とした事業実態のない海外法人を通じた取引等）や、課税負担の少ない国に利益を厚くする等の Tax Planning を行う予定はないという意見であった。

一方、B E P S 対応をきっかけに、グループ全体の利益配分や連結配当性向等、経営全体を見直す方向に動いているとの意見もあった。

【国際税務に関する要望等】

以下のように、B E P S 対応に加え、進出国における課税対応に関する要望が聞かれた。

・B E P S 対応で企業が課税当局に提出した文書には機密情報が含まれるため、取り扱いには十分配慮をいただきたい。

・特にE Uで行われている域内企業の情報等をWEB上で一般公開するという検討は論外である。個々の企業の納税額がわかれば取引先からの値引き交渉に発展することは容易に想像できる。

・B E P S 対応の移転価格文書の「ひな型」のようなものを作ってください。

・国際課税ルールについては、B E P S を始め、わが国だけが先に法制化・ルール化を行っているように感じる。他国の動向が分からない中でルールが増えては、企業の負担が大きくなるだけなので、先行して法・ルールの整備を進めすぎないよう、他国と足並を揃えた動きをお願いしたい。

・正当な課税に対してはきちんと納税する意識があり、複雑かつ過度な節税スキー

ムを組むようなことはしていないため、ビジネス環境の悪化につながるようなルールは敷かないで欲しい。

- 一部の国の理不尽な課税については、国と国でしっかり交渉する仕組みが必要であり、国として立ち向かってもらいたい。
- 課税トラブルに対するわが国の救済プロセスは不十分。本質的な解決に向けては、課税庁に加え、経産省、大使館、現地の商工会議所等を交えた議論が必要。

以上